

○他市条例との比較について

項目	枚方市ペット霊園の設置等に関する規制(案)	他市におけるペット霊園の設置の許可等に関する条例		
		高槻市	箕面市	京都市
担当部局	環境部 環境指導課 (公害規制部局)	環境部局 (公害規制部局)	環境部局 (公害規制、動物関連施策、 愛玩動物担当部局)	保健所 (墓理法担当部局)
制定の背景	ペット霊園の廃園時に、霊園利用者との間でトラブル	公害苦情、移動火葬業者とのトラブル	既存ペット霊園の拡張の際に、近隣住民とのトラブル	ペット霊園の新設の際、近隣住民とのトラブル
規制の趣旨	<ul style="list-style-type: none"> 生活環境の保全 公害の防止 霊園利用者の心情等の保護 	<ul style="list-style-type: none"> 生活環境の保全 公害の防止 	<ul style="list-style-type: none"> 生活環境の保全 	<ul style="list-style-type: none"> 生活環境の保全 公衆衛生の向上 霊園利用者の心情等の保護 ペットの葬祭に関する風俗慣習の尊重
設置の規定	許可制	許可制	許可制	許可制
市との事前協議	○ (協議書の提出)	—	○ (協議書の提出)	○
事前周知	標識の設置	—	標識の設置	標識の設置
説明会の開催	○	○	○	○
近隣住民等の意見	—	—	○	—
設置場所の基準	<ul style="list-style-type: none"> 住宅から 100m以上離れていること 申請者が所有する土地(かつ、所有権以外の権利が設定されていないこと) 	<ul style="list-style-type: none"> 住宅から 100m以上離れていること 飲料水を汚染する恐れがない場所であること 土地を所有している又は継続的に使用する権利を有する 	<ul style="list-style-type: none"> 建築物(市墓地条例で規定)の敷地から 300m以上、河川から 100m以上離れていること 飲料水を汚染する恐れがない場所であること 申請者が所有する土地(かつ、所有権以外の権利が設定されていないこと) ペット霊園に至るまでの道路の幅員は小規模の施設で 6m以上必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 住居系地域での設置禁止(墓理法の許可を受けている場合は設置可能) 申請者が所有する土地
構造設備基準	<ul style="list-style-type: none"> 密植した垣根又は障壁の設置 ペットの焼骨を埋葬 排水施設の設置 火葬設備の基準(800℃以上、防音、防臭、防じん機能) 事務所並びに霊園の規模に応じた便所、給水設備、ごみ集積設備の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 密植した垣根又は障壁の設置 ペットの焼骨を埋葬 排水施設の設置 火葬設備の基準(800℃以上、防音、防臭、防じん機能) 便所、給水設備、ごみ集積設備の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 自然環境、生活環境、景観等に与える影響を低減するための緑地等の設置 排水設備の設置 火葬設備の基準(800℃以上、防臭、防じん機能) 便所、給水設備、ごみ集積設備の設置 墓地の規模に応じた管理事務所 駐車場 	<ul style="list-style-type: none"> 敷地境界に植栽帯など景観に配慮した目隠しの設置 排水設備の設置 火葬設備の基準(800℃以上、防臭、防じん機能) 関係者以外の立入制限
埋葬の規制	土葬の禁止	土葬の禁止 (設備基準に記載)	土葬の禁止	土葬の禁止
移動火葬車	<ul style="list-style-type: none"> 届出(廃止時必要) 火葬設備と同等の基準 火葬を行う土地の所有者の同意を事前に得ること 火葬を行う場所の周辺住民に事前に周知を行なうこと 移動火葬業者が火葬終了までその場で待機し、火葬施設を適正に管理すること 	<ul style="list-style-type: none"> 届出(廃止時必要) 火葬設備と同等の基準 公共施設内での火葬禁止 	<ul style="list-style-type: none"> 許可(廃止は届出) 火葬設備と同等の基準 実施場所は、自らの所有地 	<ul style="list-style-type: none"> 許可(廃止は届出) 火葬設備と同等の基準 実施場所は、自らの所有地もしくは許可を得た場所
廃止の手続き	届出	届出	許可	届出
廃止の条件	<ul style="list-style-type: none"> 廃止の 30 日前に届出 利用者への説明 移設等の心情に配慮した措置(義務) 原状回復等の措置(義務) 	<ul style="list-style-type: none"> 廃止後 30 日以内に届出 	<ul style="list-style-type: none"> 焼骨の除却とその方法 原状回復 	<ul style="list-style-type: none"> 廃止の 1 か月前に届出 利用者への説明 移設等の心情に配慮した措置(努力義務) 原状回復等の措置(努力義務)
許可に係る手数料	×	×	×	○
既存の施設への対応	<ul style="list-style-type: none"> 条例施行から 30 日以内に届出 基準の順守(努力義務) 	<ul style="list-style-type: none"> 条例施行から 30 日以内に届出 基準の順守(努力義務) 	<ul style="list-style-type: none"> 条例施行から 3 ヶ月以内に届出 	<ul style="list-style-type: none"> 条例施行から 3 ヶ月以内に届出 基準の順守(努力義務)
罰則等	<ul style="list-style-type: none"> 公表 	<ul style="list-style-type: none"> 公表 	<ul style="list-style-type: none"> 公表 	<ul style="list-style-type: none"> 公表 過料(5万円以下)
その他	<ul style="list-style-type: none"> 地位の承継 報告、資料の提出 立入調査 勧告、命令、許可の取り消し 維持管理 利用者の保護 墓理法の許可を受けている墓地は、条例の対象外 廃止届出の内容審査、改善命令 	<ul style="list-style-type: none"> 地位の承継 報告、資料の提出 立入調査 勧告、命令、許可の取り消し 	<ul style="list-style-type: none"> 地位の承継 報告、資料の提出 立入調査 申請前の勧告、公表 許可後の勧告 命令、許可の取り消し 維持管理 墓理法の許可を受けている墓地は、条例の対象外 	<ul style="list-style-type: none"> 地位の承継 報告、資料の提出 立入調査 命令、許可の取り消し 維持管理 利用者の保護
施行日	平成 30 年 7 月 1 日(予定)	平成 26 年 4 月 1 日	平成 26 年 1 月 1 日	平成 27 年 7 月 1 日